



安心・防災

ハザードマップを改訂しました

問 伊奈庁舎安心安全課

☎ 58・2111 (内線2502)

市では、洪水・土砂災害ハザードマップを改訂し、8月下旬にポスターリングで全戸配布しました。

■ 今回のハザードマップの特徴

① 隣接市の浸水情報を表示

隣接市の浸水想定区域・浸水想定深を表示することで、本市周囲の状況を把握することができます。また、外出時のリスク回避にも役立てることができます。

② 避難する方向をわかりやすく

河川の増水により避難勧告などが発令された際に、地区ごとに避難する方向を矢印で示すことで、避難経路が把握しやすくなりました。



▶ 配布したハザードマップ

するタイミングを時系列で表示し、わかりやすくしました。

◎ ご家族皆さんでご覧ください

③ 土砂災害と洪水情報を一緒に
これまで、土砂災害ハザードマップを別途作成していましたが、洪水ハザードマップと併せて掲載することで、市内の危険箇所を把握することができ、避難経路を決める際に、より安全なルートを選択することができます。

このハザードマップは、伊奈庁舎市民窓口課・安心安全課、谷和原庁舎市民窓口課にて配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。また、市のホームページでは、より詳細な「総合防災ハザードマップ」を公開しています。ご家族の皆さんで、ハザードマップをご覧ください。洪水時にどのように避難するかを話し合ってみてください。



手続き・申請

国土利用計画法の届け出をお願いします

問 谷和原庁舎都市計画課

☎ 58・2111 (内線5102)

毎年10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。

市では土地に関する知識を深め、有効利用を考えていただく機会となるように、国土利用計画法の届出について周知を行っています。国土利用計画法の届出とは、土地取引を行った場合に必要となる届出です。売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約締結日から2週間以内に、都市計画課まで届出をお願いします。

▼届出の必要な面積
○市街化区域2000㎡以上
○市街化調整区域5000㎡以上
▼届出の必要な取引
●売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定など(農業委員会に届出した農地の売買などは除く)
▼届出期限
●契約締結日から2週間以内
◎詳しくは都市計画課までお問い合わせください。



安心・防災

詐欺被害防止！録音装置を貸し出します

問 伊奈庁舎安心安全課

☎ 58・2111 (内線2504)

二七電話詐欺被害防止に、電話の録音装置を貸し出し

市では、65歳以上の高齢者の二七電話詐欺被害を防止するため、自動通話録音装置100台を無償で貸し出します。

自動通話録音装置とは、家庭の固定電話に接続すると、着信した際に警告メッセージが流れ、同時に自動通話録音機能により通話内容が録音され、二七電話詐欺被害および消費者被害の防止効果を図るものです。

▼対象者
●市内に在住し、次の①～③すべてに該当する方
①65歳以上の高齢者がいる世帯の方

②装置を設置できる固定電話を使用している方
③市が実施するアンケートに協力できる方
▼優先順位
●申請が100台を超えた場合には、次の優先順位とします。



▶ 貸し出し予定の自動通話録音装置

① 独居高齢者
② 高齢者のみ世帯
③ 日中高齢者のみとなる世帯
④ 高齢者のある世帯
▼注意事項
●次の①～③に該当する機器では利用できません。
① 非常通報装置(ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムなど)が接続された電話機
② 転送電話サービス機能を有している電話機
③ 内線電話・主装置から構成される電話機(ビジネスフォン、ホームテレホンなど)
▼募集期間
●10月1日(月)～31日(水)予定
▼貸出開始時期
●11月下旬
▼貸出期間
●貸与決定日から2021年2月26日(金)まで
▼申請場所
●伊奈庁舎安心安全課窓口
◎申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。